

所得の区分に関するチェックシート

※ 以下の質問中の「世帯」とは、下記のように受診者が加入している医療保険単位の構成員をさします。
 ○健康保険や共済組合等の場合・・・扶養・被扶養の関係にある方全員
 ○国民健康保険の場合・・・・・・国民健康保険（以下「国保」）に加入している方全員
 ○後期高齢者医療制度の場合・・・・後期高齢者医療制度（以下「後期」）に加入している方全員

自立支援医療を受診する方が属する「世帯」に関する質問

質問に答えていき、申請書のあてはまる所得区分に○を付けてください。

生活保護を受けていますか

はい いいえ

市町村民税（均等割・所得割）は課税されていますか

課税されていない 課税されている

市町村民税（所得割）の課税状況は以下のどれに該当しますか
 （国保・後期の方は「世帯」全員の課税額の合計、
 その他の方は被保険者の課税額）

3万3千円未満 23万5千円未満 23万5千円以上

「重度かつ継続」(※1)に該当しますか
 （「重度かつ継続」に該当する場合、意見書が必要。
 ただし一部省略できる疾病(※2)があります。）

受診者の収入は82万6500円以下ですか
 （受診者が18歳未満の場合は、保護者の収入が多い方を見ます）

【収入の対象範囲】
 ①地方税法上の合計所得金額から
 公的年金の所得を控除した額
 ②公的年金等の収入金額
 ③特別児童扶養手当等

はい いいえ

区分	生保	低1	低2	中間1	中間2	一定以上(※3)
負担 上限額 (月額)	0円	2,500円	5,000円	「重度かつ継続」に該当する 5,000円 10,000円		20,000円
				「重度かつ継続」に該当しない 医療保険の自己負担限度額		公費医療の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)

1割負担

※1 「重度かつ継続」の範囲について(次のいずれかに該当する方)

- ・疾病・症状等から対象となる者
 - ①統合失調症・躁うつ病・うつ病・てんかん・認知症等の脳機能障がい・薬物関連障がい(依存症等)
 - ②3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された者
- ・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - ③医療保険の多数該当者(一年間に3回以上高額療養費の支給を受けている場合)

※2 「重度かつ継続」の意見書が省略できる疾病について

中間1～一定以上の区分の方で、かつ、下記ICD-10コードの診断がある場合、重度かつ継続の意見書を省略できます。意見書が必要な場合にもかかわらず、当該意見書がない場合は、負担上限は医療保険の自己負担限度額、もしくは公費負担対象外となります。

【意見書を省略できる疾病のICDコード】

F0(認知症等の脳機能障がい等)、F1(薬物関連障がい(依存症等)等)、F2(統合失調症等)、F3(躁うつ病・うつ病等)、G40(てんかん等)

※3 所得区分一定以上における公費負担は、経過的特例を適用しています。